

猛暑から命を守るために

熱中症特別警戒アラートの確認を

令和6年4月から、従来の「熱中症警戒アラート」に加え、一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新設されました。

「熱中症特別警戒アラート」は過去に例がない危険な暑さにより、重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表されます。

災害級の暑さに備え、日ごろから天気予報等を確認し、熱中症を予防しましょう。

各アラートの発表状況は、熱中症予防情報サイト(右の二次元コード)で確認できます



問合せ 指定があるもの以外は、環境課 環境計画係 ☎内線486

各アラートが発表されたときは

- ▶できるだけ外出は控えましょう ▶エアコン等を使用し、温度調節(室温28℃以下)をしましょう
- ▶こまめに水分・塩分補給をしましょう ▶高齢者等、熱中症リスクが高い方への声かけをしましょう
- ▶原則、外での運動は中止・延期しましょう

熱中症が疑われるときの対処法

めまい・立ちくらみ・汗が止まらない場合は、涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、水分・塩分を補給し、安静にしましょう。また、皮膚をぬらしてうちわ等でおおぎ、保冷剤や氷で、両側の首や脇の下、足の付け根を冷やしましょう。

※自力で水分がとれない、症状が改善しない場合は、医療機関を受診しましょう
※意識がない・けいれんしている・体が熱い・呼びかけに対し反応がおかしい場合は、すぐに救急車を呼びましょう



問合せ 健康推進課保健相談担当 ☎内線434

あらかわ街なか避暑地(クーリングシェルター)をご利用ください

区では、誰でも自由に利用できる涼みどころとして「あらかわ街なか避暑地」を開設しています。

期間 10月23日(水)まで

実施施設 各ふれあい館・図書館、荒川さつき会館、アクト21、あらかわエコセンター等

水遊びスポット

日暮里南公園・天王公園じゃぶじゃぶ池

期間 6月28日(金)～9月1日(日)
※天王公園は、7月17日(水)、8月7日(水)・21日(水)は清掃のため利用できません

時間 午前10時～午後4時
問合せ 土木管理課維持みどり係 ☎(3802)4482

荒川自然公園わいわいプール

期間 7月13日(土)～9月1日(日)、9月7日(土)・8日(日)・14日(土)・15日(日) ※(休)は清掃のため利用できません

時間 午前9時～午後3時
※1日4回の入れ替え制。詳細は、荒川自然公園公式サイト(<http://arakawasizen-koen.com>)をご覧ください

対象 小学生以下のお子さん
定員 各100人(当日の先着順)
問合せ 荒川自然公園管理事務所 ☎(3803)4042

利用上の注意

- 現地に掲示するルールに従って利用してください
- 遊んだ後はうがい・手洗いをして、シャワーを浴びてください
- 未就学児は、大人の付き添いが必要です(荒川自然公園は、付き添いの方も水着を着用してください)
- おむつを使用中のおさんは、水遊び用のおむつを着用してください
- 入れ墨等をしている方は入場できません

政治家の寄附は禁止されています

政治家が選挙区内の個人や団体に対して寄附をすることは、罰則をもって禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止です。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎内線3411

禁止されている主な寄附

- ▶お中元・お歳暮
- ▶地域の催し物・祭りへの寄附や差し入れ
- ▶運動会・スポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ▶本人が出席しない結婚祝い・香典
- ▶葬式の花輪・供花

暑中見舞状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人や団体に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状等のあいさつ状(電報等を含む)を出すことは禁止されています。

政治家への案内状には会費の明示を

実費を伴う行事や会費が必要とされる催しの政治家への案内状には、必ず会費を明示してください。

なりすまし投票は重大な犯罪です

他人になりすまして投票する行為(詐偽投票)は、2年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処せられます。また、詐偽投票を依頼する等、違反行為を強要・ほう助した人も厳罰に処せられます。

処罰された場合、例外を除き、5年または10年間、選挙権・被選挙権を失います。

